平成２２年（フ）第４１３号
愛知県豊田市貝津町柚木118番地２
債務者　大塚　一輝
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
愛知県日進市米野木町宮前62番地、旧住所愛知県豊田市西広瀬町登り315番地
債務者　梅村　照子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
愛知県岡崎市桜井寺町字東野63番地58
債務者　丸石　忠夫
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
福岡県筑後市大字蔵数272番地１　格ビル久吹田401号
債務者　牛島　克子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第７１５号
札幌市中央区大通東３丁目２番地３　セ・ラ・シティ901号
債務者　野尻　剛司
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６９号
札幌市白石区南郷通６丁目北２番24号　オーシャンハイツ102号
債務者　船橋真佐美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６１号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目７番22号
債務者　岩花久美子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３８７号
北海道千歳市北栄２丁目25番７号
債務者　斉藤　潔子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９４号
札幌市南区中ノ沢1812番地901
債務者　土崎　由香
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９８号
札幌市東区北41条東５丁目２番36―202号
債務者　長濱　可菜（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３２号
札幌市中央区南３条西１丁目12番地19　エルムビル405号
債務者　幡谷　雪子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４１号
札幌市中央区北６条西26丁目２番15―603号
債務者　新美　明菜
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９６号
札幌市北区新川３条２丁目１番３号　グランドハイツ新川401号
債務者　高瀬さゆり
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７０２号
札幌市豊平区水車町６丁目１番２―103号
債務者　佐々木芳子（旧姓新免）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６９号
北海道江別市野幌代々木町10番地の24
債務者　吉田　政司
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７０号
北海道江別市野幌代々木町10番地の24
債務者　吉田　榮子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８４４号
札幌市北区北29条西11丁目３番17号　コーポＳ１Ｂ北29条207号
債務者　木村さつき
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部